

参考資料2

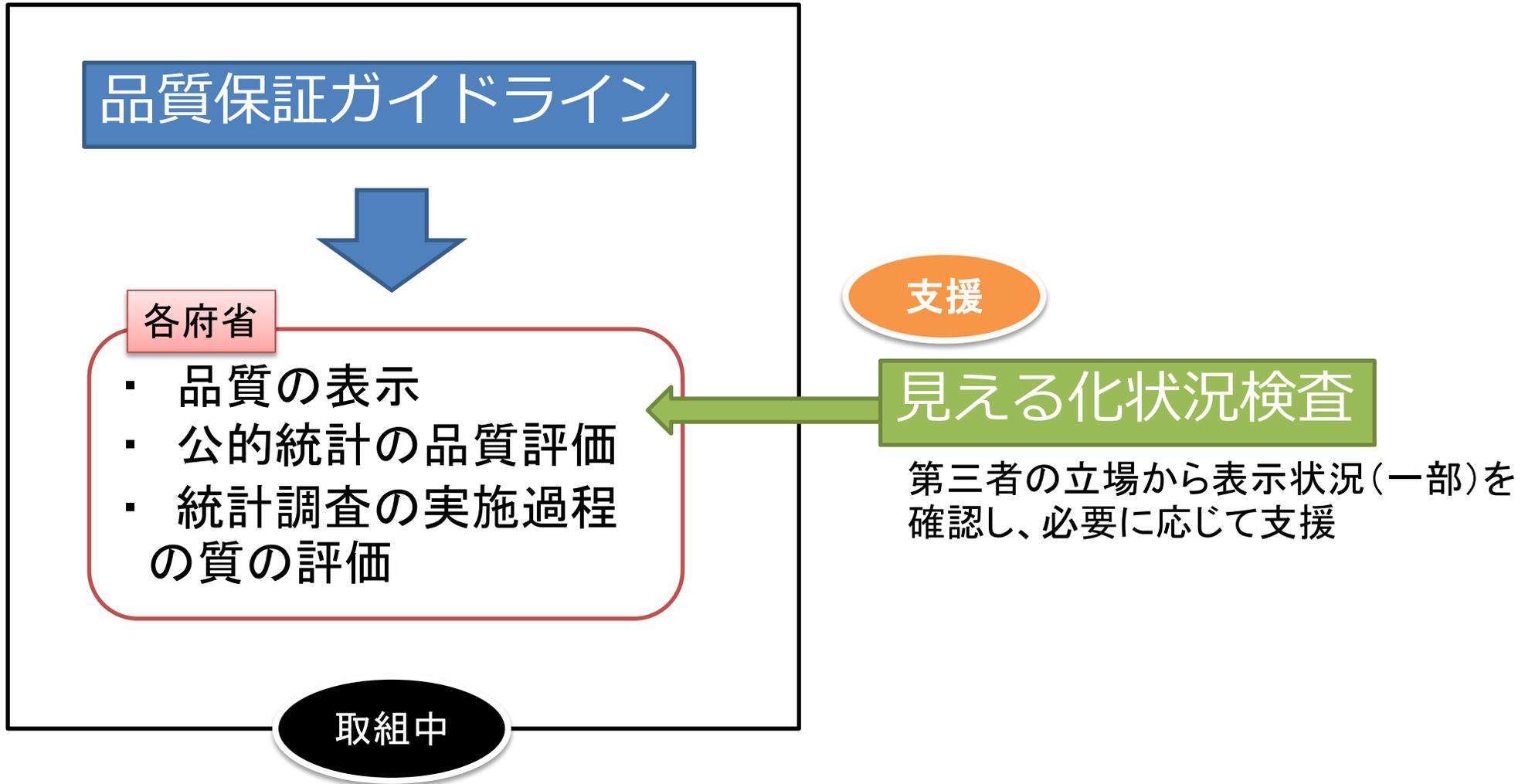
第17回統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ 提出資料

公的統計の品質保証に関するガイドラインと 統計精度に関する検査（見える化状況検査） について

平成28年11月30日

総務省統計委員会担当室

品質保証ガイドラインと見える化状況検査の関係（イメージ）



品質保証ガイドラインと見える化検査の関係整理

- 品質保証ガイドラインに基づく品質表示活動は、統計の品質全てをカバーしており、見える化状況検査の評価項目を含んでいる。
- 現在のところ、品質保証活動は自己評価が中心。



- 見える化状況検査は、各府省の品質保証活動（特に品質表示）の充実に支援する取組
 - 必要に応じ品質表示事項の掲載内容の作成を支援（検査官とコミュニケーションを取ることで、表示事項に関するアドバイスを受けることが可能）
 - 第三者の立場から、精度に直結する情報の表示状況を確認
- 今後、見える化状況検査の取組は、各府省における品質保証活動の推進やガイドラインの充実に向けた検討においても活用